

質問回答書

1. AIカメラ付LED看板の設置および城下町エリアの交通誘導等業務

質問事項	回答
<p>1. 再委託（再請負）における中間搾取の防止と品質確保について</p> <p>実施要項では再委託が可能とされていますが、主契約者が警備業務を行わない場合、実質的な警備業務のすべてが再委託となります。この際、警備業法上の「適正な警備業務の実施」を確保するため、主契約者は再委託先に対してどのような監督権限を持ち、また警備員の労務単価が不当に引き下げられないための対策を発注者としてどのように講じますか？</p>	<p>1 本業務において再委託を行う場合についても、受注者は契約の相手方として、本業務全体に対する責任を負うものとします。</p> <p>また、再委託を行う際には、実施要項及び仕様書に基づき、あらかじめ発注者の承認を必要とし、発注者は再委託の内容、体制、役割分担等を確認した上で、その適否を判断します。</p> <p>加えて、警備業務を実施する者については、警備業法その他関係法令を遵守し、必要な資格、能力及び実施体制を有することを求めます。</p> <p>なお、再委託先との契約条件や労務単価等については、法令に基づき適正に処理されるべきものであり、発注者としても、業務の適正履行を阻害するような不適切な体制が認められる場合には、必要に応じて是正を求めることがあります。</p> <p>なお、本業務は公契約として実施するものであり、仕様書においてもその旨を明記しております。発注者としても、関係法令の遵守及び適正な労働環境の確保は重要であると認識しており、業務実施体制や指揮命令系統等について、適切に確認を行ってまいります。</p>

<p>2. 主契約者（非警備業者）が再委託先の警備員の名簿をもとに現場の警備員に対して直接指示を出してしまうと、労働者派遣法違反である「偽装請負」とみなされる可能性があります。そのようなことがないように発注者としてどのような取組をされますか？</p>	<p>2 本業務においては、受注者及び再委託先が、それぞれの責任及び指揮命令系統のもとで業務を実施することを前提としております。</p> <p>したがって、再委託先の従業員に対する具体的な指揮命令については、当該再委託先の管理責任者等を通じて行われるべきものと認識しております。</p> <p>発注者としても、契約締結時や業務実施時において、業務体制や連絡系統を確認し、関係法令に抵触することのないよう、適正な業務実施体制の確保に努めます。</p>
<p>3. 主契約者（非警備業者）の場合、警備業法第1条の目的に照らして、適正にその業務が実施されることをどのように担保されるのでしょうか？</p>	<p>3 本業務は、交通誘導等を含む総合的な運營業務として実施するものであり、必ずしも警備業務単独を目的とした契約ではありません。</p> <p>その上で、警備業務に該当する行為については、警備業法その他関係法令に基づき適切に実施される必要があるため、発注者としては、提案内容、実施体制、再委託体制、連携体制等を含め総合的に審査し、適正な履行が可能であると判断した事業者を選定します。</p> <p>また、契約締結後においても、業務実施状況の確認を行い、必要に応じて報告徴収や改善指示等を行うことにより、適正履行の確保に努めます。</p>